

議決機関

議会

議会は、町民から直接選挙された議員が町民に代わって町の具体的な政策を決定する機関です。



平成28年度から毎年高校生議会を開催

組織

小山町の議会は13人の議員によって構成され議員の中から議長、副議長を選出します。

議長は、議場の秩序保持、議事の整理などのほか議会事務局を統括し、議会を代表します。

運営

町議会は、年4回（3月、6月、9月、12月）開かれる定例会と、必要があるときに開かれる臨時会があります。

議会には提出された案件などを専門的にかつ能率的に審査または調査するため、常任委員会を設けています。

常任委員会は、総務建設委員会、文教厚生委員会、広報広聴委員会の3つがあります。

● 総務建設委員会 7人

理事、企画総務部、経済産業スポーツ部、都市基盤部、支所及び会計収納課の分掌に関する事務並びに他の常任委員会の所管に属さない事務の調査並びに議案、請願等の審査

● 文教厚生委員会 6人

教育委員会、住民福祉部及び危機管理局の分掌に関する事務の

調査並びに議案、請願等の審査

● 広報広聴委員会 6人

議会報告会及び議会の広報広聴に関する事項

開かれた議会

町民に開かれた議会を目指すために、ホームページで会期日程や議員の一般質問の内容、会議録などを公表しています。

また、議員の質問については、その録画をユーチューブで公開しています。

さらに「議会だより」を発行して議会内容をお知らせしています。

議会基本条例

町議会では、議会の果たすべき責任と役割を明らかにし、議会の使命を実現させるため、平成27年に議会基本条例を制定しました。

高校生議会

平成28年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、高校生に町議会、行政に関心を持つもらうことを目的として毎年「高校生議会」を開催しています。